（様式Ａ－２イ）

全体計画（都市計画）

イ「地区計画の決定」について

(※整理用ですので、何も書かないでください。)

・用途地域の変更が必要な場合、都市計画法第12条の5に定める地区計画の決定（同条第3項に定める再開発等促進区及び第4項に定める開発整備促進区を除く）も併せて提案してください。

・土地利用計画図において、土地区画整理事業の施行後の街区単位で地区の細区分（名称、面積）を設定し、細区分した地区ごとに、「地区計画の目標」、「当該区域の整備、開発及び保全に関する方針」、「地区整備計画」を提案してください。

・なお「地区整備計画」の提案にあたっては、「建築物等の用途の制限」「壁面の位置の制限」「建築物等の形態又は意匠の制限」のみ提案してください。

・建築物の容積率・建蔽率の最高限度の緩和を行う地区整備計画の提案はできません。

・本審査では、法令関係等のチェックを行うものではありませんが、提案内容は必ず関係法令等を遵守し、実施できる計画としてください。

・用紙の大きさはＡ３版とし、様式は変更しないものとします。

・必要に応じて枚数を増やして作成ください。

・使用言語は日本語とし、単位はメートル法を、また数字はアラビア数字を用いてください。